

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程施行規則

平成13年10月1日

平成23年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(適正利用及び情報開示の中止又は禁止)

第3条 情報の開示を受けるものは、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜取り等をしてはならない。

2 前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、情報の開示を中止又は禁止することができる。

(情報開示請求書等)

第4条 規程第6条第1項の規定に基づき開示の請求をしようとするものは、情報開示請求書（第1号様式）又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

(情報開示決定通知書等)

第5条 規程第10条の各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第10条第1項の規程により情報の全部を開示する旨の決定をした場合	情報開示決定通知書（第2号様式）
2 規程第10条第1項の規程により情報の一部を開示する旨の決定をした場合	一部開示決定通知書（第3号様式）
3 規程第10条第1項の規程により情報の全部を開示しない旨の決定（規程第8条の規程により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	非開示決定通知書（第4号様式）
4 規程第10条第2項の規程により期間を延長した場合	情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）
5 規程第10条第3項の規程により期間を延長した場合	情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 規程第11条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープに記録されたものを除く。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

2 電磁的記録媒体がビデオテープ及び録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴又はビデオテープ及び録音テープに複写したものの交付により行う。

(情報の写しの交付)

第7条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(苦情の申出に関する回答書)

第8条 規程第12条第3項に規定する書面は苦情の申出に関する回答書(第7号様式)とする。

(苦情の申出に係る開示請求者への通知書)

第9条 規程第13条第2項に規定する書面は苦情の申出届出通知書(第8号様式)とする。

(費用負担)

第10条 規程第14条第3項の規定に基づく費用は、別表のとおりとする。

2 前項で徴収した費用の領収証は第9号様式とし、歳入区分は雑収入とする。

(ファイル管理表)

第11条 規程第15条の情報の検索に必要な資料は、ファイル管理表(第10号様式)とする。

(情報の提供方法)

第12条 規程第18条に規定する情報は容易に閲覧できるように必要な措置を構じなければならない。

(情報提供の拡充)

第13条 財団は、同一の情報につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、区民の利便及び財団運営の効率化に資すると認められるときは、当該情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 別表

区 分		金 額	
情報の種類	写しの作成方法		
文書、画面及び写真	複写機による写し（単色）	1枚	10円
	複写機による写し（多色）	1枚	100円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの	1枚	10円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（単色）	1枚	10円
	印刷物として出力したもの（多色）	1枚	100円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚	100円
	録音テープに複写したもの	1巻（120分）	300円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）	400円
技術的に困難なもの等外部委託を必要とするものの写し		実費相当額	
写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	

## 備 考

- 1 文書、画面及び写真の写し並びにマイクロフィルム及び電磁的記録の場合において印刷物として出力したものは、A3版以下の用紙を用いるものとするが、A3版をこえるものの写しについては、A3版に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は日本工業規格による。
- 3 用紙の両面に印刷された文書、画面等については、片面を1枚として計算する。

公益財団法人

世田谷区スポーツ振興財団 あて

受 付 番 号	
------------------	--

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号 ( )

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事  
務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規定第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり情報の開示を請求します。

開示請求に係る情報の 件名又は内容	
請 求 者 の 区 分	<p>1 区内在住</p> <p>2 区内に事務書等を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所等の名称〕 〔所在地〕</p> <p>3 区内在勤 〔名称〕 〔所在地〕</p> <p>4 区内在学 〔名称〕 〔所在地〕</p> <p>5 1 から 4 までに該当しない</p>
情報の開示を必要とする理由（請求者の区分で 5 を選択した場合のみ） ※ 該当する番号を○で囲み、かっこ内にその内容を記入してください。	<p>1 調査・研究</p> <p>2 取材</p> <p>3 学習・勉強</p> <p>4 争訟</p> <p>5 その他</p> <p>〔 〕</p>
開示の方法	<p>1 閲覧</p> <p>2 写しの交付</p> <p>3 視聴</p>

第2号様式

世ス振 収第 号  
平成 年 月 日

情報開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示の方法	1 閲覧    2 写しの交付    3 視聴
開示の日時	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
開示の場所	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

第3号様式

世ス振 収 第 号  
平成 年 月 日

一部開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の一部を開示することに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しない部分及び理由	
開示の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 視聴
開示の日時	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
開示の場所	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当団体に対して苦情の申出ができます。

第4号様式

世ス振 第 号  
平成 年 月 日

非開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の全部を開示しないことに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しないこととする理由	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当団体に対して苦情の申出ができます。

世ス振 収第 号  
平成 年 月 日

情報開示決定等期間延長通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の件名又は内容	
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第1項の規定による決定期間	
延長の理由	
延長後の期間	

情報開示決定等期間特例延長通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第3項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の件名又は内容	
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第1項の規定による決定期間	
開示請求に係る情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの情報について開示決定等をする期限	
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第10条第3項を適用する理由	

第7号様式

世ス振 収第 号  
平成 年 月 日

苦情の申出に関する回答書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団



一部開示決定通知書、非開示決定通知書に対する苦情の申出についての回答について、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第12条第3項の規定に基づき、次のとおり回答します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出についての回答 <input type="checkbox"/> 当団体で再度検討 <input type="checkbox"/> 世田谷区長の助言	

第8号様式

世ス振 収第 号  
平成 年 月 日

苦情の申出届出通知書

様

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 

一部開示決定通知書、非開示決定通知書に対する苦情の申出について、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団情報公開規程第13条第1項の規定に基づき世田谷区長に届け出て、助言を求めることにしましたので、同条第2項の規程により次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出があった日	平成 年 月 日
世田谷区長に届けた日及び届け出た世田谷区の部署	平成 年 月 日 スポーツ振興担当部

# 領収証書

\_\_\_\_様

					円
--	--	--	--	--	---

但し、情報開示請求に伴う費用として  
 平成 年 月 日 上記正に領収いたしました

内訳 (円)

項 目	金 額
合計	

世田谷区大蔵4丁目6番1号  
 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

領収証書発行番号	
----------	--

領収証書発行番号	
----------	--

# 領収証書 (控)

\_\_\_\_様

					円
--	--	--	--	--	---

但し、情報開示請求に伴う費用として  
 平成 年 月 日 上記正に領収いたしました

内訳 (円)

項 目	金 額
合計	

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

領収証書発行担当者	
-----------	--

ファイル管理表 平成 年度 NO.

シリーズ名		10	サブシリーズ名		00			
L-NO.	F-NO.	フォルダー名	取扱い (夤年)	保存 年限	引継 番号	整理 番号	廃棄 年月	備考
010	0010							
	0020							
	0030							
	0040							
	0050							
	0060							
	0070							
	0080							
	0090							
	0100							
	0110							
	0120							
	0130							
	0140							
	0150							
	0160							
	0170							
	0180							
	0190							
	0200							
	0210							
	0220							
	0230							
	0240							
	0250							
	0260							
	0270							
	0280							